

## 平成18年度違法伐採総合対策推進事業の概要、評価と課題

第3回違法伐採総合対策推進協議会

平成18年6月4日

### 1 平成18年事業の基本的な考え方

平成18年度違法伐採総合対策事業は、第一回違法伐採総合対策推進協議会で作成された「違法伐採総合対策事業の進め方について」及び各事業のWGによって作成された各事業実施要領に基づき、①協議会の開催、②合法性持続可能性証明木材供給事例調査事業、③合法性・持続可能性証明システム検証事業、④合法性・持続可能性証明システム普及・啓発事業の4事業により実施された。また、証明方法検討部会を設け、「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明にかかる関係者の取組状況を検証する等の中で、証明方法（ガイドライン）のあり方について検討を開始することとする。」とされた。

「違法伐採総合対策事業の進め方について」では、「初年度としては、協議会の設置と審議により全体の枠組みを明確にするとともに、グリーン購入法による調達が既に施行されているため、ガイドラインに基づく証明システムの普及に重点を置いて実施することとする」とされた。

### 2 合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業

#### （1）事業の目的

需要側と供給側の連携等に基づく民間レベルでの自主的な違法伐採対策の先進的な取組事例、主要木材輸出国の森林伐採に係る法規制等について調査を行うこととする。

#### （2）事業の実施概要

国内事例調査として、我が国の森林認証と認証林産物の動向、業界団体に認定の体制整備の状況、企業による先進的な取組事例及び各県が実施している地域材（県産材）認定制度について調査を行った。

海外事例調査として、ロシア、中国及びインドネシアにおいて違法伐採及び合法性証明の実態調査、主要木材輸出国12カ国における森林法制度の調査を行った。

#### （3）事業の評価と課題

国内事例調査では、森林認証が小規模林家や小規模企業への広がりには費用負担等の面で課題を残していることなどが明らかとなった。海外事例調査は、緊急を要するに地域においてガイドラインが現地に普及する前に行う制約があったが、ロシアの調査では高級家具材生産地帯における環境負荷リスクが大きいこと、インドネシアの調査では他の木材輸入国との合法性基準の調整や持続可能性を確保するためのコスト負担に対する支援が必要なこ

となどが指摘された。今後については、持続可能な森林経営に向けた取組や海外における合法性の証明等についての先進的な事例を調査し、その結果を国内の企業に普及するといった、普及事業との連携を図る必要がある。

### 3 合法性・持続可能性証明システム検証事業

#### (1) 事業の目的

各業界団体による制度運営について自主的な取組の段階的な改善を図るため、業界団体による自主的取組の実地での調査・検証を行い、その実効性や問題点を明らかにする。

#### (2) 事業の実施概要

4千数百社の認定事業者に対するアンケート調査と15の道府県木連を中心とした認定団体に対する調査を行った。また、全国14の合法木材調達事例のトレーサビリティ調査を実施した。

#### (3) 事業の評価と課題

調査時点では業界団体認定が進行中のため、供給・調達が本格的に行われていないという制約があったが、合法木材供給の信頼性について運用上の課題が明らかにされるとともに、制度的な改善に関する要望も一部指摘された。また、今後、調査結果を研修会で教材として使用するなど普及事業との連携を図る必要がある。

### 4 合法性・持続可能性証明システム普及事業

#### (1) 事業の目的

合法木材の供給及び調達（利用）の促進を図るため、地方公共団体、森林所有者、木材関連業界、消費者団体、一般消費者、及び諸外国等に対する普及・啓発活動を実施する。

#### (2) 事業の実施概要

国内の供給者への普及活動として、業種別団体、地道府県等による説明会を206回開催し、延べ6,600人が出席した。また、業界関係者向けパンフレットを作成・配布した。

一般消費者や調達担当者に対する普及啓発を図るため、違法伐採対策に関する情報提供を行うためのホームページ「合法木材ナビ」を立ち上げるとともに、パンフレットの作成、新聞・雑誌等への広告、エコプロダクツ展などへの出展を行った。

海外の供給者への普及活動として、我が国の違法伐採問題への取り組みへの理解を深め、海外での取り組みを要請するため、日本に木材を供給する8地域の代表者を招待し「違法伐採対策国際セミナーin 東京ー日本の木材調達政策に対する世界の対応ー」を開催した。

#### (3) 事業の評価と課題

国内供給者向けに重点的に普及活動を繰り返したことにより、全都道府県において5,000を越える合法木材供給事業者が認定され、合法木材の供給体制の器が整った。今後は、分

別管理が確実に行われ、合法材であることを保証した商品が市場に対して供給されることが、合法木材製品の信頼性を確保する上で重要な課題となっている。

需要側については、18年度の政府調達の内容は現在のところ明かではないが（供給側では調達側からの要求が思ったほどではなかったという認識）、本年4月に公表された建設3団体の「建設業の環境自主行動計画第四版」で「合法性木材・木材製品」が「建設業における重点グリーン調達品目」とされたように、違法伐採対策についての理解は着実に進んでおり、今後、需要側に対して幅広い働きかけを行うことが必要である。

HP「合法木材ナビ」は違法伐採対策の情報発信の中心としての役割を果たしているが、供給体制の最新情報の提供、合法木材製品の情報提供という点で循環型の特質を活かした活用が望まれる。

また、海外の供給者向けの情報発信はきわめて重要なことから、国際セミナーでは、輸入材の産地国からの招待者に対してガイドラインの内容を説明したが、セミナーで提起されたより透明性のある「GOHOWood」のネットワーク作りを進めるためには、第2回の国際セミナーの開催、合法木材ナビをプラットフォームとした情報交換の場の提供など幅広い活動が必要である。